

国防を考える会 会 則（試行案）

令和5年4月1日から試行

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、国防を考える会（略称：国防会）と称し、英文名称を National Defense Believer's Group（略称 NDBG）とする。

第2条（目的）

本会は、国防への関心・知識を高め、その重要性を認識するとともに、我が国の平和と独立を守る自衛隊の活動を支援することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業をおこなう。

- 1 自衛隊の活動に関する協力・支援
- 2 自衛官の募集・就職支援及び広報に関する協力・支援
- 3 部隊研修及び自衛隊の実施する諸行事への参加
- 4 英霊に関する慰霊顕彰
- 5 国防・歴史に関する講演会・セミナー等の開催
- 6 国防強化に尽力する議員の党派を超えた応援・協力
- 7 会員相互の親睦のための諸活動
- 8 関連団体との連絡・提携・相互協力
- 9 会報の発行及び SNS 等を用いた情報発信
- 10 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（主たる事務所の所在地）

本会は、主たる事務所を大阪市に置く。

第5条（機関）

本会は、その機関として総会及び理事会及び監事を置く。

第2章 会員等

第6条（構成員）

本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 : 本会の目的に賛同して入会した個人

- 2 賛助会員 : 正会員のうち、特に賛助会費を以て本会を支援する個人
- 3 法人会員 : 本会の目的に賛同して入会した法人または団体
- 4 青少年会員 : 本会の目的に賛同して入会した16歳以上33歳未満の個人

第7条 (入会金及び年会費)

本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、前条各号に定める会員は、別途会費規定の定めに従い、入会金及び年会費を納めなければならない。

第8条 (入会手続)

本会の会員となろうとする者は、本会所定の入会申込方法により、入会の申し込みをし、会費を納入のうえ、会長の承認を得なければならない。再入会の場合も同様とする。

2. 入会の可否は、以下の各号の基準をもとに会長が決定する。
 - (1) 本会の目的に賛同する者であること。
 - (2) 過去に本会から除名処分を受けた者でなく、かつ現在において会費の未納がないこと。
 - (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属する者でないこと。
 - (4) 法人会員においては、役員の中かに前号に該当する者がいないこと
3. 前項各号のほか、入会を認めるに相応しくないとする相応の事由がある場合には、会長は当該入会希望の入会可否の判断を理事会に諮ることができる。
4. 未成年者の入会は法定代理人の承諾を必要とする。

第9条 (入会承認)

会長は入会希望者に対し入会の可否を通知するとともに、入会者を会員名簿に登録しなければならない。

2. 入会者は、会員名簿への登録が完了した時点を以て当会の会員となる。

第10条 (会員の権利)

会員は、本会が主催または共催する各種講座・講演その他の事業に優先的に参加できるものとする。但し、定員を超えた場合には抽選等により参加者を決定することがある。

2. 会員は、本会の会報に記事を掲載することができる。

第11条 (会員の義務)

会員は、本会則その他本会が定める規定及び本会との間で合意をした約定を遵守しなければならない。

2. 会員は、アンケート、イベント告知、集客等、本会から依頼を受けた事項について、可能な範囲において積極的に協力するものとする。
3. 会員は、本会が主催する各種事業において、写真または動画が撮影され、これらが公開されることがあることを承認し、かかる写真または動画における自己または自己の同伴者の肖像権を主張しない、または主張させないものとする。但し、当該事業開催の前に特段の意思表示があった場合はこの限りではない。

第12条 (退会)

会員は退会するときは、本会に届け出ることいつでも退会できる。

2. 個人会員が死亡または失踪宣告を受けたときは退会したものとみなす。
3. 団体会員が解散または破産したときは退会したものとみなす。ただし、当該会員が吸収・合併等の事由で解散する場合において、当該会員が望む場合は、その権利及び義務は新法人に移管されるものとする。
4. 会費を納入せず、相当の期間を定めた催告にも応じないときは退会したものとみなす。

第13条（除名）

会員が以下の各号の一に該当するときは、理事会において、議決権を有する理事の3分の2以上の議決を得て、これを除名できる。

- 1 反社会的勢力および公序良俗に反する事業への関与があると判明したとき
 - 2 本会の名誉を棄損、または本会の目的に著しく反する行為をしたとき
 - 3 他の会員の名誉を毀損する言動を繰り返し、再三の警告にも改善の兆しがないとき
2. 前項第2号または第3号の規定により会員を除名しようとする場合においては、当該会員に予め通知するとともに、除名の議決をおこなう理事会において当該会員に弁明の機会を与えるものとする。
3. 会長は前第1項に基づく除名決議に先立ち、必要に応じて懲戒委員会を設置することができる。

第14条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

会員が退会または除名によりその資格を喪失したときは、本会に関する権利を失い、義務を免れるものとする。ただし、不履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

2. 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金および物品は一切返還されないものとする。

第三章 役員等

第15条（役員および監事）

本会には次の役員を置く。

- ・会長 : 1名
- ・副会長 : 2名以上
- ・理事 : 5名以上

2. 本会は、前項の役員のほか、2名以上の監事を置く。

第16条（役員及び監事の資格）

役員及び監事は、第6条の会員の中から選任される。

第17条（理事および監事の選任）

理事および監事は総会において選任する。

第18条（会長および副会長の選任）

会長および副会長は理事会において理事の互選により出席理事の過半数をもって選任する。

第19条（役員及び監事の任期）

役員及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した者の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
3. 増員により選任された者の任期は、他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

第20条（役員の解任）

役員は、総会の決議によっていつでも解任できる。

第21条（役員の職務）

会長は、会務を総理し、会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、その職務をおこなう。
3. 理事は、理事会を構成し、法令及び本会則に定めるところにより、本会の業務を執行する。

第22条（監事の職務）

監事は、役員の職務の執行及び会計を監査し、監査報告を作成する。

2. 監事は、役員に対して、いつでも事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

第23条（報酬）

理事および監事は、必要に応じ、別途定める報酬規程に基づいて本会からその職務執行の対価を受け取ることができる。

第4章 理事会

第24条

本会の理事会は年4回招集し、臨時理事会は必要に応じて招集する。

2. 前項の理事会は、会長がこれを招集し、会日の10日前までに理事および監事に対して召集の通知を発するものとする。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
3. 会長に事故あるときは副会長がこれを招集する。

第25条（議長）

理事会の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長に事故あるときは副会長がこれに代わるものとする。

第26条（定足数）

委任状を含む議決権を有する理事の過半数の出席をもって、当該理事会の成立とする。

第27条（決議）

理事会の議決は、法令または会則に別段の定めがある場合を除き、議長を除く出席理事の過半数の賛成をもって行う。可否同数となったときは議長がこれを決する。

第28条（理事会決議の省略）

理事が理事会決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第29条（職務執行状況の報告）

会長は自己の職務執行の状況を理事会に報告するものとする。

第30条（理事会議事録）

理事会の決議については、その議事内容を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故もしくは支障があるときは議長たる副会長）および監事がこれに記名押印し、3年間主たる事務所で保管する。

第5章 四役会

第31条（四役会）

四役会は、会長、副会長、事務局長および統括委員長によって構成する。会長は、必要に応じて四役会を招集し、その構成員に意見を求めることができる。

2. 四役会は、会長の職務の円滑な執行の補佐を目的とした諮問機関である。

第6章 構成

第32条（総会）

本会は、定期総会を毎年度1回開催するほか、必要に応じ、理事会の招集により臨時総会を開催できるものとする。

2. 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席により成立する。

3. 総会の議案は理事会で定め、出席会員の過半数の賛成により可決される。

4. 総会の日時、開催場所は理事会において定め、会員に告知招集する。

第33条（事務局）

本会は、会務の円滑な執行のために、事務局を設置し、理事の中から事務局長1名およびその補佐若干名を選任する。

第34条（委員会）

本会は、会務の円滑な執行のために、理事の決議によって、委員会を設置することができる。

2. 委員長は、理事の中から会長が指名し理事会に報告する。当該委員長が会員の中から適当な人数を委員として公募の上、選任することで発足する。

3. 委員会は、その目的を達成したとき、または担当事業の終了後に、理事会の承認を経て解散する。

4. 委員長の任期は当該年度の総会終了までとする。但し重任は妨げない。

第35条（支部）

本会は、本会が国内で広く活動を行い、本会の目的を達成するために、必要に応じて各地に支部を設立することができる。

2. 支部の運営は原則、本会則に準ずる。但し、必要に応じて支部規約を作成することは妨げない。
3. 支部長は理事会の承認によって、理事の中から選任する。
4. 支部長は、支部の活動状況について、随時本会に報告するものとする。

第36条（顧問および相談役）

本会は、会員である有識者を顧問として登録し、本会の指針や活動全般に関しての助言および支援を受けることができる。顧問への登録は理事会の承認を得て行われる。

2. 会長は、本会の指針や活動全般に関しての助言及び支援を求めため、必要に応じて、会員以外の有識者を相談役として招聘することができる。
3. 顧問および相談役は議決権を有しない。

第37条（アライアンス・パートナー）

本会は、関連団体との連携を通して、お互いの活動の協調を図ることを目的として、アライアンス・パートナーを設置する。

2. アライアンス・パートナーの登録は理事会の承認を得て行う。
3. アライアンス・パートナーに対しては会費の徴収は行わない。
4. アライアンス・パートナーは、議決権を有しない。

第7章 会計等

第38条（事業年度）

本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条（事業計画および収支予算）

当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に3年間備え置き、会員の求めがあれば開示するものとする。

第40条（事業報告および決算）

本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が以下の各号の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て、定期総会に提出する。

- 1 本事業年度の事業報告書、決算報告書、監査報告書
 - 2 来事業年度の事業計画書、予算案
2. 会長は、定期総会において前項の書類について報告の上、承認を受けなければならない。
 3. 第1項各号の書類は、主たる事務所に3年間備え置き、会員の求めがあれば開示するものとする。

第41条（暫定措置）

本会則の定めに関わらず、やむを得ない事情により予算が成立しない場合は、理事会の承認により、予算が成立するまでの期間、前年度の予算に準じた収入および支出を実行することができる。

2. 前項に基づいて実行した収入および支出については、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

第42条（資産）

本会の資産は次の収入による。

- ・ 入会金および年会費
- ・ 事業収入
- ・ 寄付金
- ・ その他の収入
- ・ 資産より生じる果実

第43条（資産の管理）

本会の資産は会長が管理し、その方法の基本原則は理事会によって定める。

第44条（経費）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第8章 その他

第45条（免責条項）

会員間や顧問との問題に関して、本会は一切の責任を負わないものとする。

第46条（条項の無効）

本会則の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合においても、本会則の当該条項以外の条項の効力は影響を受けないものとする。

第47条（合意管轄）

本会則に関する準拠法は日本法とし、本会則について訴訟提起の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第48条（会則の変更）

本会則および付随する各種規定は、総会の決議により変更することが出来る。

2. 本会則に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた場合は、理事会で決議し定めるものとする。

以上、本会の全ての会員に本会則を適用するものとし、全ての会員は本会則に同意し、これを遵守する

ものとする。